

第4章 交付金関係

1 国の交付金

(1) 国の交付金の種類と内容

- 市町村整備型では、個人設置型と同じく国の交付金が利用でき、手続に大きな違いはない。
- 利用できる国の交付金には、『循環型社会形成推進交付金』（多くの市町村がこちらを利用）と『汚水処理施設整備交付金』の2種類があり、概要は以下のとおりである。
- 県内実施5市町村は『循環型社会形成推進交付金』を活用している。

<補助スキーム> 本体・本体工事費の1/3を国が補助

高度処理型：5人槽の例

※条例で5人槽の分担金を10.2万円に定めた場合

(窒素又は磷除去型)

本体・本体工事費 102万円（国庫補助基準額）

個人
(1/10 相当)
10.2万円

市町村負担【起債】(17/30) 58万円

交付税措置(約 1/2)

使用料徴収(約 1/2)

国補助
(1/3)
34万円

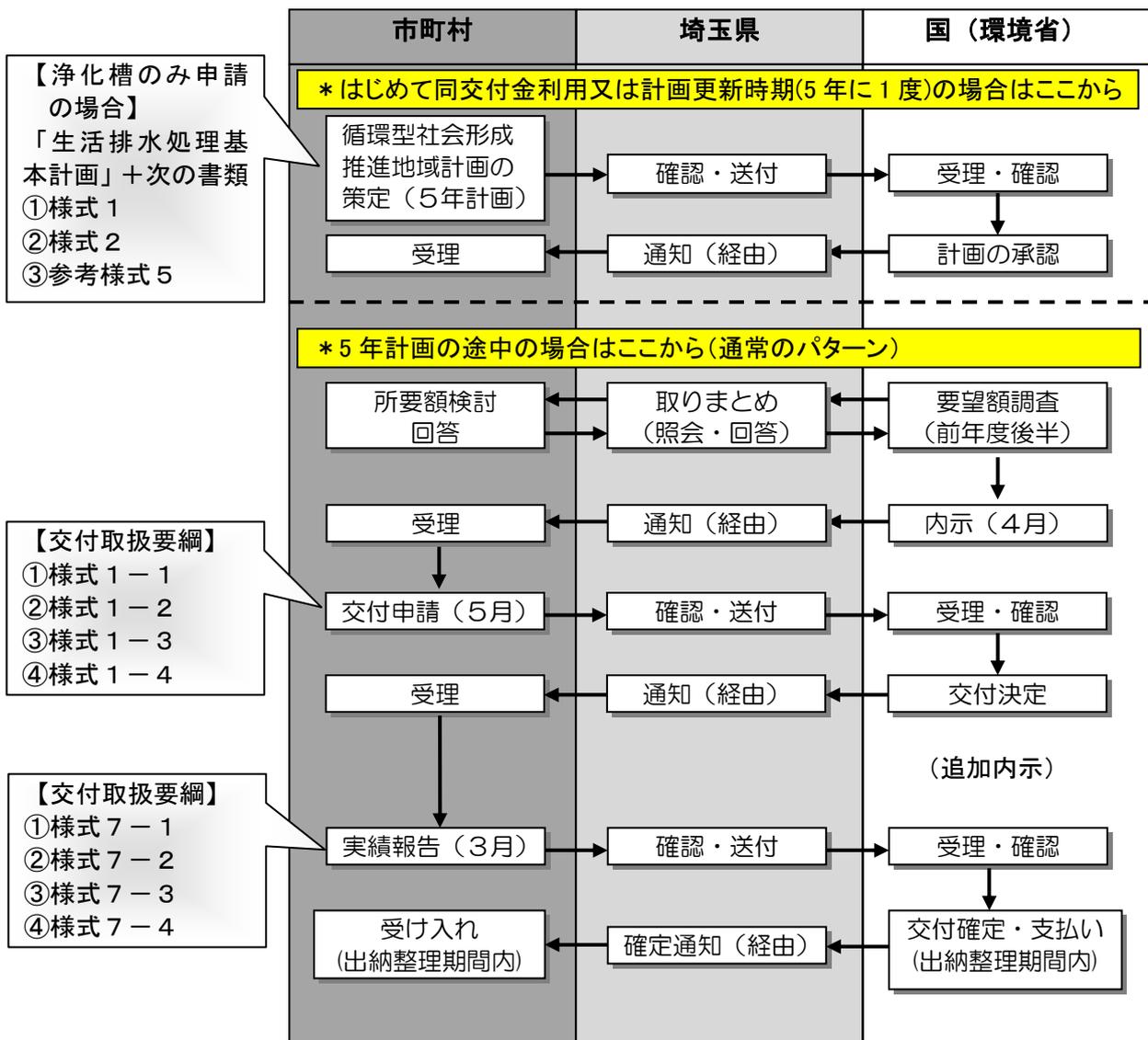
2つの交付金の比較

	循環型社会形成推進交付金（環境省）	汚水処理施設整備交付金（内閣府）
目的	廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進。	地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出などの「地域再生」。
対象市町村	対象地域は人口5万人以上又は面積400k㎡以上の地域を構成する市町村（沖縄、離島等の特別の地域は除く）。	「地域再生計画」を策定し、「地域再生計画」の目標達成に必要な事業として、「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置づけている市町村。
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽 マテリアルリサイクル推進施設 エネルギー回収推進施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場 等 	新設する施設で汚水処理人口普及率の向上につながる以下の汚水処理施設。 <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽【環境省】 農業集落排水、漁業集落排水【農林水産省】 下水道【国土交通省】 ＊同一の市町村で部局が違う2種以上の施設を計画期間中（5カ年）に実施するもので、施設の整備により汚水処理の普及促進を図るもの。 ＊対象区域は、「地域再生計画」の区域内であり、かつ、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていること。 ＊事業実施による効果が明確であること。
交付金の交付方法	市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を循環型社会形成推進地域計画として策定し、計画に位置付けられた施設整備に対し毎年度交付。	市町村が策定した「地域再生計画」を国が認定した場合、その計画に基づき、毎年度交付。
交付限度額の算定	基本的には交付対象経費の1/3	交付対象経費の1/3
その他	多くの市町村がこちらを利用	近隣市町村との共同による効率的な事業実施が可能

(2) 交付金申請等の手続き

- どちらの交付金も基本的な流れは同じである。
- おおまかには、「要望額調査（前年度後半）」→「内示」（4月）→「申請」（5月）→「交付決定」→（追加内示）→「実績報告」（3月）→「交付確定・支払い」（出納整理期間内）となっている。
- 交付金ごとにフローで示すと以下のとおり。

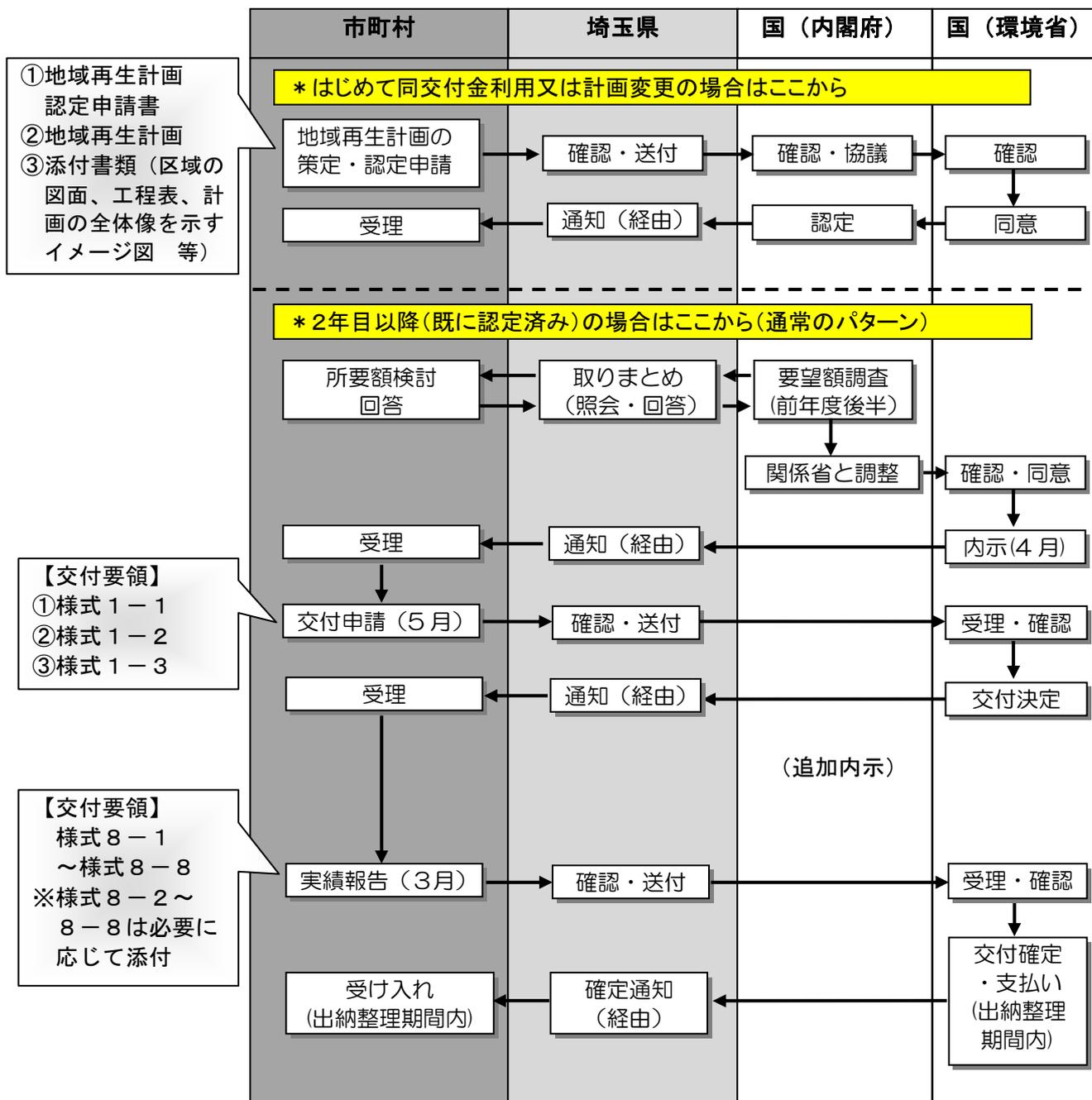
(ア) 循環型社会形成推進交付金の場合



*各様式は「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」参照

(イ) 汚水処理施設整備交付金の場合

➤ おおまかな流れは、循環型社会形成推進交付金と同じ



* 各様式は「汚水処理施設整備交付金交付要領」参照

(ウ) 循環型社会形成推進交付金に係る申請書類

- 生活排水処理基本計画書に加えて次の3つの書類を提出すれば、地域計画に代えることができる。
* 環境省事務連絡（平成22年1月28日付）の「浄化槽整備のみ行う場合における循環型社会形成推進地域計画の取り扱いについて」より

* 記入対象項目は以下のとおり（番号は様式の項目番号）

①循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

- 1 地域概要
- 4 生活排水処理の現状と目標
- 5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

②循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

- ・ 浄化槽に関する事業欄（総事業費、交付対象事業費（5年間））

③参考資料様式5 施設概要（浄化槽系）

- 1 事業主体名
 - 2 事業名称
 - 3 事業の実施目的及び内容
 - 4 事業期間
 - 5 事業対象地域の要件
 - 6 事業計画額
- * 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

(エ) 汚水処理施設整備交付金に係る申請書類

- 市町村は「地域再生計画」を作成し、国の認定を受けることで、地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金はこのうちの一つ）を利用することができる。

①地域再生計画関連

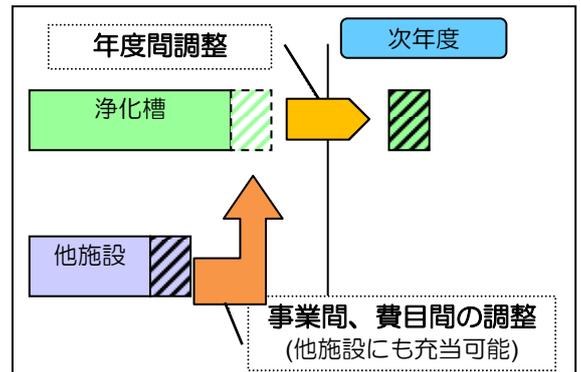
- ア 地域再生計画認定申請書
- イ 地域再生計画
- ウ 添付書類（区域の図面、工程表、計画の全体像を示すイメージ図）

②交付要領

- 様式1-1 交付金交付申請書
- 様式1-2 汚水処理施設整備交付金交付申請額表

(3) 交付金制度の特徴

- どちらの交付金も、年度間・事業間の融通がきく弾力的な運用が可能となっている。
- 「年度間調整」
→ 計画期間内であれば年度をまたいでの融通が可能
- 「事業間、費目間の調整」
→ 他事業（施設等）への融通が可能



(ア) 年度間調整

- 当該年度において、事業規模の縮小等に伴い予定よりも設置基数が伸びなかった場合、本来であれば国庫交付金も減額して交付決定を受けるところであるが、これを当初計画どおり交付を受け、次年度でその分を差し引きして交付申請することができる仕組みである。
- 国全体として、不用額を減らすことができ、浄化槽予算全体の確保に寄与することになる。

(イ) 事業間、費目間の調整

- どちらの交付金も、同じ計画に定められている他の事業に交付金を流用することができ、これを「事業間の調整」という。循環型社会形成推進交付金であれば、廃棄物施設に係る交付金を浄化槽に充てることが可能。

【参考】

年度間調整

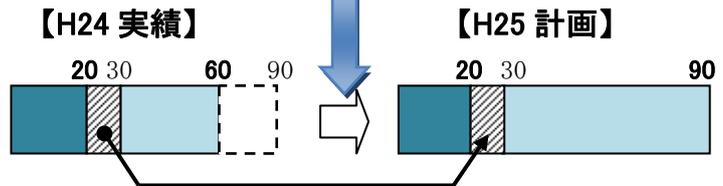
<事業費が90→60になったケース>



実績縮小

【H24 実績】
事業費が60になった場合、補助割合が1/3なので本来は20が交付されるところだが、この補助割合(交付率)を調整することで、本来交付予定だった30を受け入れる仕組み。この場合、交付率が1/2(30/60)に調整されたことになる。

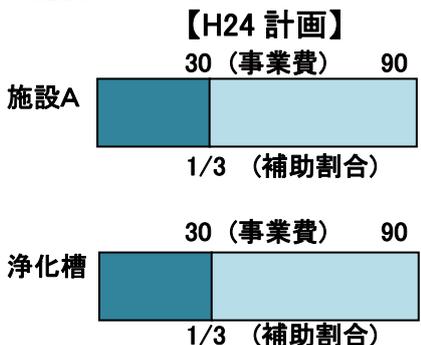
【H25 計画】
事業費が90の場合、補助割合が1/3なので本来は30が交付されるところだが、年度間調整分として前年度に交付された10を差し引いた20の交付を受けることになる。この場合、交付率が2/9(20/90)に調整されたことになる。



* H25も事業費90が必要な場合の交付金は30だが、年度間調整分の10はH24に入る(交付される)ので、H25に申請するのは20となる。

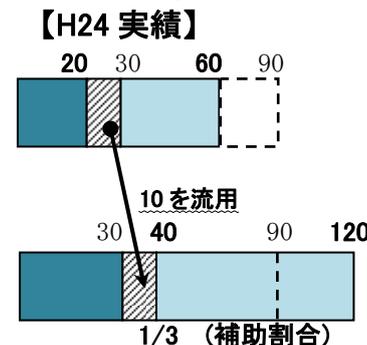
事業間、費目間の調整

<施設Aの事業費が90→60に、浄化槽の事業費が90→120になったケース>



実績縮小

実績拡大



* 事業費は、交付対象事業費のこと。

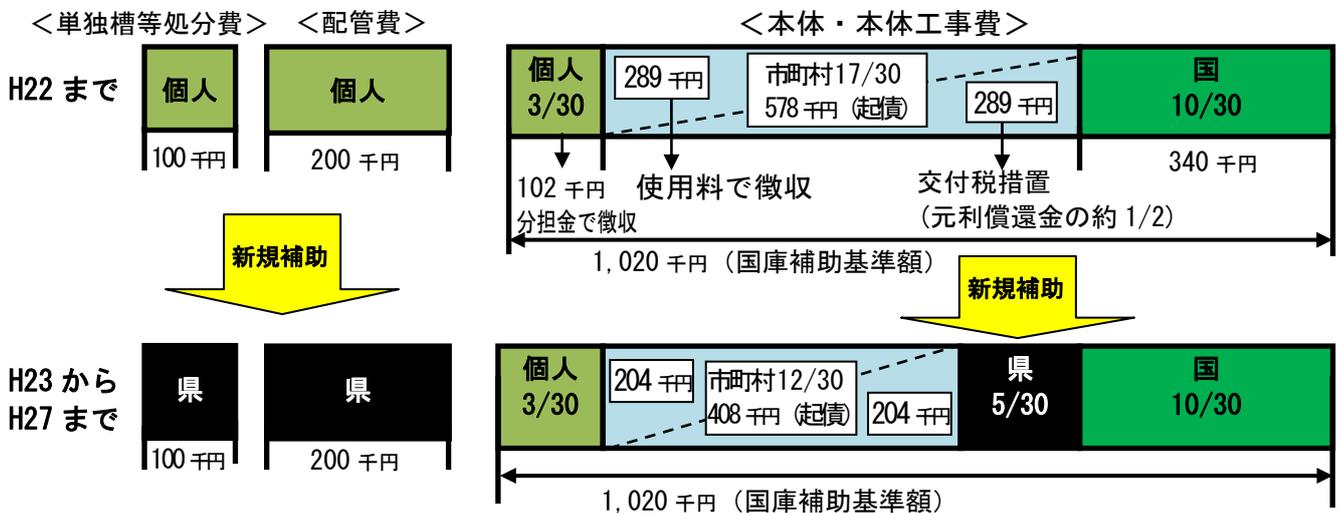
2 県の補助制度（埼玉県浄化槽整備事業費奨励交付金）

- 市町村整備型は、県民にとって初期の費用負担が少なくメリットが大きい。
- 浄化槽維持管理を市町村が行うことから、公共用水域の水質改善に有効である。
- 国庫補助が手厚くなっており市町村財政にとっても有利になっている。
- 平成23年度から埼玉県浄化槽整備事業費奨励交付金交付要綱に市町村整備型導入促進事業費を設け、個人の費用負担軽減のため、配管費及び処分費の補助に加え、本体・本体工事費にも市町村支援のための補助を行っている。交付金申請の手続は個人設置型と同じ。

● 補助スキーム【H22 以前と新制度（H23 以降）の比較】

* 高度処理型（窒素又は磷除去型）5人槽

* 分担金を102千円で定めた場合



● 本体・本体工事費

新たに市町村整備型を導入する場合、初年度に限り次の割合で本体・本体工事費を助成。

- ・ H23～25年度導入の場合 ⇒ 5/30 (170千円)
- ・ H26年度導入の場合 ⇒ 4/30 (136千円)
- ・ H27年度導入の場合 ⇒ 3/30 (102千円)

* 補助額は、高度処理型（窒素又は磷除去型）の5人槽の例。

* 10/1からの事業開始の場合、1年半補助を受けられる。(下記参照)

＜「浄化槽整備事業費奨励交付金交付要綱」別表1記載内容：抜粋＞

「新たに浄化槽市町村整備推進事業を導入した市町村で導入する初年度に限り加算できる。なお、導入初年度の事業期間が6月以内の場合は、導入初年度の翌年度の1年間についても加算できる。」

● 処分費と配管費

平成23年度から、処分費と配管費に下記のとおり県費補助を新設

【処分費】10万円（上限） 【配管費】20万円（上限）

* 市町村の負担なし、全額県費補助